

阿蘇草原再生協議会設置要綱（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この自然再生協議会は、阿蘇草原再生協議会（以下「協議会」という。）という。

（対象となる区域）

第2条 協議会で検討する自然再生の対象となる区域は、熊本県阿蘇市及び阿蘇郡（南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村）内の草原（過去に草原であった場所を含む。）及びその周辺（以下「阿蘇草原地域」という。）とする。

第2章 目的および協議会所掌事務

（目的）

第3条 協議会は、阿蘇草原地域における自然再生（以下「阿蘇草原再生」という。）を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）阿蘇草原再生全体構想の作成
- （2）阿蘇草原再生の活動の実施者による実施計画の案の協議
- （3）阿蘇草原再生の活動の実施に係る連絡調整
- （4）その他必要な事項の協議

第3章 構成

（委員）

第5条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）阿蘇草原再生の活動を実施しようとする者
- （2）地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他（1）の者が実施しようとする阿蘇草原再生の活動に参加しようとする者
- （3）関係行政機関及び関係地方公共団体
- （4）その他協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

2 委員の任期は、偶数年度の年度末までとし、再任は妨げない。

3 第1項（1）から（3）までに掲げる委員は、募集によるものとする。

（新規加入）

第6条 新たに委員となろうとする者は、第12条に規定する事務局に、委員となる意思表示を行い、協議会の承認が得られた場合に、委員となることができる。

（委員資格の喪失）

第7条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- （1）辞任
- （2）死亡又は失踪の宣言

(3) 団体又は法人の解散

(4) 解任

(辞任及び解任)

第 8 条 辞任しようとする者は、第 12 条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会又は第 11 条に規定する小委員会の運営に著しい支障をきたす場合は、第 10 条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意により委員を解任することができる。

第 4 章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第 9 条 協議会に会長及び会長代理を各 1 名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代理する。

第 5 章 会議及び小委員会

(協議会の会議)

第 10 条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

4 協議会は必要に応じ、第 11 条に規定する小委員会での検討状況の報告を求めることができる。

(小委員会)

第 11 条 協議会は、第 14 条に規定する細則の定めにより、小委員会を置くことができる。

2 協議会委員は、小委員会に所属することができる。

3 小委員会に委員長及び委員長代理を各 1 名置き、小委員会委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、小委員会を代表し、会務を総括する。

5 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代理する。

6 小委員会の会議は、委員長が召集する。

7 小委員会の会議の議長は、委員長がこれにあたる。

8 委員長は、小委員会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に小委員会委員以外の者の出席を要請することができる。

9 小委員会は、協議概要を第 10 条に規定する協議会の会議に報告する。

第 6 章 協議会事務局

(協議会事務局)

第 12 条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局は、環境省阿蘇自然環境事務所に置く。

(事務局の所掌事務)

第 13 条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第 10 条に規定する協議会の会議の議事に関する事項

(2) 協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項

(3) その他協議会が付託する事項

第 7 章 補則

(運営細則)

第 14 条 この要綱に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、第 10 条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第 15 条 この要綱は、第 10 条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得たうえで、改正することができる。

附則

1 この要綱は、平成 17 年 11 月 日から施行する。

阿蘇草原再生協議会運営細則（案）

第1章 小委員会

（設置）

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

- (1) 牧野の管理と利用の継続による草原環境の維持に関する小委員会（以下「牧野管理小委員会」という。）
- (2) 生物多様性保全上重要な草原の保全・再生に関する小委員会（以下「生物多様性小委員会」という。）
- (3) 草原環境学習の推進と草原環境の認識の向上に関する小委員会（以下「草原環境学習小委員会」という。）
- (4) 野草地採草の作業の継続・促進と野草資源の利用・流通に関する小委員会（以下「野草資源小委員会」という。）

（検討事項）

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

(1) 牧野管理小委員会

牧野の利用と管理の継続による草原環境の維持に関する実施計画とその実施状況等

(2) 生物多様性小委員会

生物多様性保全上重要な草原の保全・再生に関する実施計画とその実施状況等

(3) 草原環境学習小委員会

草原環境学習の推進と草原環境の認識の向上に関する実施計画とその実施状況等

(4) 野草資源小委員会

野草地採草の作業の継続・促進と野草資源の利用・流通に関する実施計画とその実施状況等

（小委員会事務局）

第3条 各小委員会の会務を処理するために次の事務局を設ける。

- (1) 牧野管理小委員会の事務局は財団法人阿蘇グリーンストックに置く。
- (2) 生物多様性小委員会の事務局は環境省阿蘇自然環境事務所に置く。
- (3) 草原環境学習小委員会の事務局は環境省阿蘇自然環境事務所に置く。
- (4) 野草資源小委員会の事務局はNPO法人九州バイオマスフォーラムに置く。

（事務局の所掌事務）

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の運営
- (2) 小委員会の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付託する事項

第2章 協議会及び小委員会の運営

（公開）

第5条 協議会の会議及び小委員会は、原則公開とする。

2 協議会の会議及び小委員会並びにその資料は、希少種の保護又は個人情報の保護に支障のある場合は非公開とすることができる。

3 協議会の会議及び小委員会の資料は、ホームページ等で公開する。

4 協議会の会議及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長又は小委員長の承認を経て、ホームページ等で公開する。

(協議会及び小委員会の傍聴)

第6条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。ただし、前条第2項の規定により非公開とされる場合は、この限りでない。

2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とする。

第3章 補則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第10条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得たうえで、改正することができる。

附則

この細則は、平成17年11月 日から施行する。